

# 令和7年度 第2回会津美里町子ども・子育て会議

日時：令和8年1月16日（金）

午後6時30分～午後8時

場所：会津美里町本庁舎 大会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協 議

（1）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び

会津美里町こども計画の代用計画について

（2）認定こども園の利用定員について

（3）その他

4 そ の 他

5 閉 会

## 委員名簿

(敬称略)

No.	氏 名	所 属 等	備 考
1	坂内 雄太	高田地域保護者代表	
2	安川 武士	本郷地域保護者代表	
3	安部 正和	新鶴地域保護者代表	
4	天笠 昌明	認定こども園ひかり理事長	
5	安達 和重	社会福祉法人 会津美里町社会福祉協議会 事務局長	
6	山内 啓子	NPO法人子育てネットワーク 「ぼけっと」理事長	
7	冠木 久枝	本郷こども園長	
8	渡部 琢也	公立大学法人会津大学 会津大学短期大学部 幼児教育学科 講師	
9	佐藤 義雄	一般公募	

## 事務局

所 属	職 名	氏 名
健康ふくし課	課長	渡部 朋宏
	こども家庭支援室 主幹	福田 富美代
	こども家庭支援室 室長	小林 早苗
	こども家庭支援室 こども家庭支援係長	阿部健太郎
こども教育課	課長	猪俣 利幸
	こども教育係長	鈴木 和子
	総務係長	菊地 建雄
	こども教育係 主任主査	相原 裕哉

#### 4 協議

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び  
会津美里町こども計画の代用計画について

(2) 認定こども園の利用定員について

(3) その他

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、会津美里町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町の子ども・子育て支援施策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 会議は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関心を持つ一般公募による町民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、新たに委嘱され、最初に開催される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報酬)

第8条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年会津美里町条例第42号)の定めるところによる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、健康ふくし課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月4日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日条例第16号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月15日条例第14号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。